

(公印省略)

令和4年3月17日

業者各位

大牟田市企画総務部
契約検査室長

物品購入基準の改正について（お知らせ）

日頃から本市の行政運営にご協力いただきありがとうございます。

現在、購入予定額が1万円を超える場合は、2者以上の見積徴取を必要としているため、業者の方々には事務処理等の負担が大きくなっていることと思われま

す。このような状況から、双方の事務効率化や業者の負担軽減等を図るため、基準額等を下記のとおり見直しましたのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

内容	改正後	(参考)現行
各課等で購入する 基準額	1物品の購入予定額が 10万円未満 の物品	1物品の購入予定額が 5万円未満 の物品
1者見積で可とする 基準額	購入予定額が 5万円未満 の物品	購入予定額が 1万円未満 の物品

※購入予定額は税込の金額です。

※原則的には物品が異なればそれぞれを1物品とします。ただし、書庫の「上」「下」「ベース」等セットで購入する物品、異なるサイズ、色等の物品を合計見積りとした場合は、全部をまとめて1物品とします。

2 注意事項

- ・印刷物については、購入予定額に関わらず契約検査室で競争に付します。
- ・1物品の購入予定額が10万円以上の物品であっても、特別な理由（物品が故障し、緊急に購入する必要がある等）により、各課で購入する場合があります。

3 実施時期

納入期限が4月以降の案件から適用します。

【問合わせ先】

企画総務部 契約検査室(物品担当)
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話: 0944-41-2590 FAX(物品): 0944-41-2591